

東北東京間連系線に係る広域系統整備計画における 工事費増額について（報告）

2023年 9月 27日
広域系統整備委員会
コスト等検証小委員会事務局

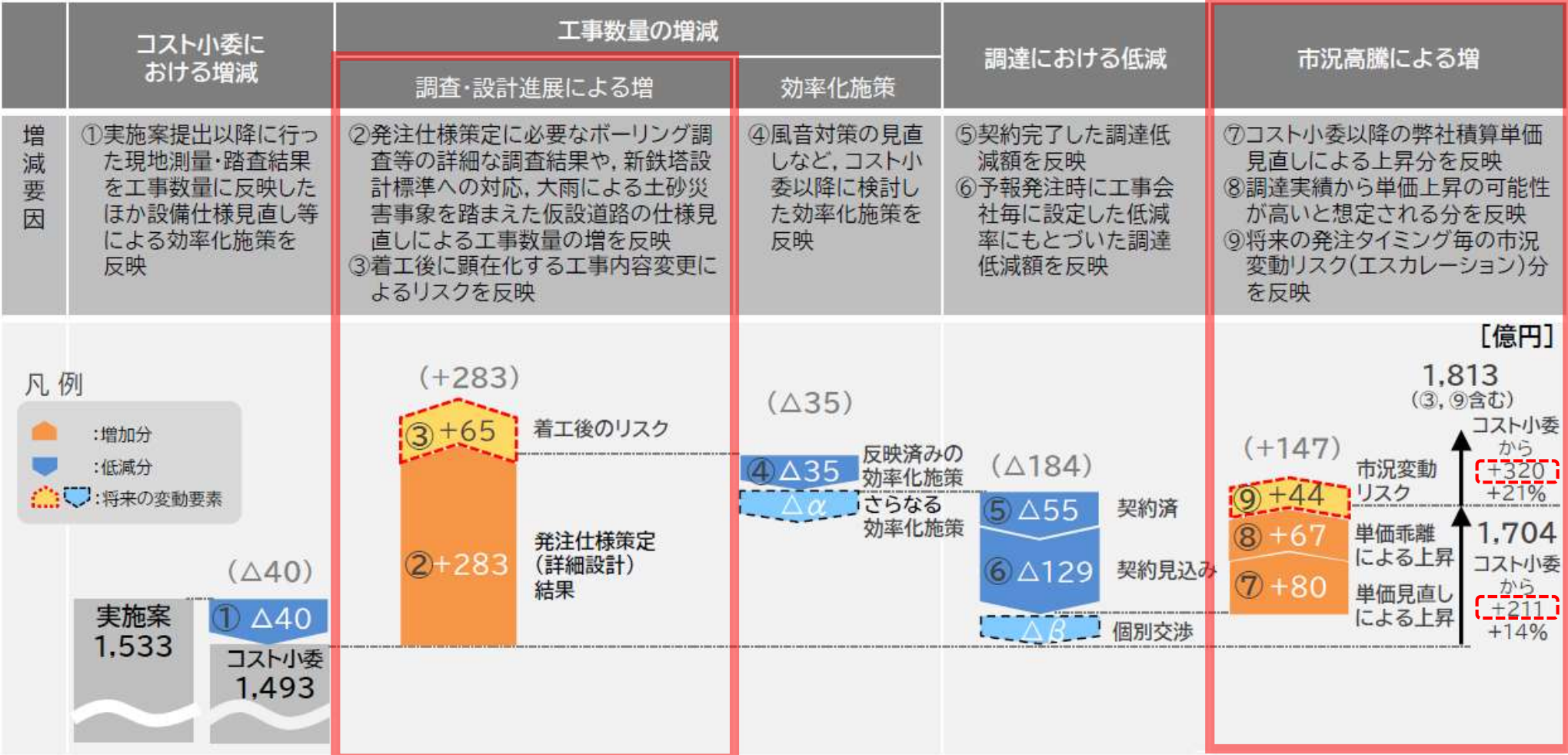
- 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画については、2023年9月13日付けで事業実施主体である東北電力ネットワーク株式会社（以下、「東北電力NW」という。）より、同社が工事を実施する東北東京間連系線の工事費が増額見込みである旨の報告を受けたところ。（次頁参照）
- 当機関としては、本報告の内容だけでは増額の内容及び理由等を確認することができないことから、9月20日付けで東北電力NWに対して電気事業法及び業務規程に基づき報告を求めた。
- 本日は上記状況のご説明と今後の対応について報告を行う。

■ 当機関が、9月13日付けで東北電力NWから受領した報告の概要は以下のとおり。

- ✓ 「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画」については、2017年2月に電力広域的運営推進機関により実施案が策定され、2020年5月の第12回コスト等検証小委員会（以下、コスト小委）による検証後、2027年11月の完了に向け、鋭意工事を推進しているところ。
- ✓ 2020年5月のコスト小委以降、発注に向けた仕様策定（詳細設計）を進めて工事費の精度を高めるとともに、新たな効率化施策を検討のうえ工事への適用を進めている。また、コスト小委にて検証いただいた発注方式（物品共同調達や請負工事予報発注）による低減額の確保や、適正な契約金額に向けた交渉により、工事費の低減を図っている。
- ✓ しかしながら、発注仕様策定を進める中で、最新の鉄塔設計標準への対応や、昨今の大雨による土砂災害事象を踏まえた仮設道路の仕様見直し、さらには市況高騰による増も加わったことで、特に送電線工事において工事費が増加している。このことから、**現時点では、コスト小委時点の1,493億円から320億円増の1,813億円となる見込み**。（詳細は次頁のとおり）
- ✓ なお、**引き続き、物品仕様の見直しや契約価格の交渉など、最大限のコスト低減に努める**。

(参考) 東北電力NWからの報告について (工事費増額の内訳)

- 2020年5月のコスト小委受審時の概算工事費から約211～320億円の増額見込み。
- その理由は、最新の鉄塔設計標準への対応や、昨今の大雨による土砂災害を踏まえた仮設道路の仕様見直し、市況高騰等によるものとのこと。



- 東北電力NWからの工事費増額の報告を受け、9月20日付けで東北電力NWに対して電気事業法に基づく報告を求めたところ。
- 本報告の求めに対して、東北電力NWには可及的速やかな回答を求めることとしており、東北電力NWからの回答の後、工事費増額が見込まれる工事内容等について事務局にて確認を進め、本委員会にて適宜ご審議いただく予定。
- その際、より実務に近い専門的な知見等が求められるため、送電工事等の高度な専門知識を持つ一般送配電事業者を広域系統整備委員会委員長指名により、本委員会の委員として一時的に追加する。

- 当機関としては、東北電力NWからの報告の内容だけでは増額の内容及び理由等を確認することができないことから、9月20日付けで東北電力NWに対して電気事業法に基づき報告を求めた。

《東北電力NWに対して報告を求める項目》

- 1 本件報告における項目・仕様ごとの単価及び数量の根拠
- 2 当初工事費算定以降の工事内容の変更理由
- 3 資材発注及び工事発注における施工業者との交渉記録及び契約書類

※なお、当機関として東北電力NWからの報告内容を踏まえ、追加的に報告を求めることもあり得る。

(参考) 電気事業法 (昭和39年法律第170号)

(報告又は資料の提出)

第28条の42 推進機関は、その業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2・3 (略)

- 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画については、本年 9 月に事業実施主体である東北電力NWより、概算工事費の増額が見込まれる旨の報告を受けた。
- これを受け、今後、本委員会において東北東京間連系線の工事内容を確認するに当たり、より実務に近い専門的な知見等が求められるため、送電工事等の高度な専門知識を持つ一般送配電事業者を広域系統整備委員会委員長指名により追加することとした。
※なお、今回追加した 2 名の委員は、本検証に限り参加。

委員長		田中 誠	政策研究大学院大学 教授
委員		河辺 賢一	東京工業大学 工学院 助教
		草薙 真一	兵庫県立大学 副学長
		東條 吉純	立教大学 法学部 教授
		北條 昌秀	徳島大学 大学院社会産業理工学研究部 教授
	追加委員 ※今回の工事費増額検証 の案件に限る	下田 一彦	関西電力送配電株式会社 電力システム技術センター 所長
		池田 良司	九州電力送配電株式会社 送変電本部 送変電技術センター 所長
オブザーバー		伊佐治 圭介	送配電網協議会 電力技術部長
		小川 要	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課長
		甲斐 正彦	東海旅客鉄道株式会社 建設工事部 担当部長
		鍋島 学	電力・ガス取引監視等委員会 ネットワーク事業監視課長

(小委員会)

第5条 委員会は、必要があるときは、小委員会を置き、委員会で審議すべき事項の一部を分担させることができる。

2 小委員会に属すべき委員及びその任期は、委員長が決定する。

3 小委員会に、その事務を掌理する小委員長を置き、小委員会に属する委員の中から委員長が指名する。

4 小委員長に事故がある場合は、その職務を代理する委員を委員長が選任する。但し、委員長が予めその職務を代理する委員を定めたときは、これに従うものとする。

5 第6条乃至第9条及び第11条の規定（第7条第7項の規定を除く。）は、小委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「小委員会」、「委員長」とあるのは「小委員長」、「理事会」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、議決に加わることのできる中立者委員（電気供給事業者を代表する者として選任した委員（以下「事業者委員」という。）を除く委員をいう。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員長は、事業者委員について、やむを得ない事情がある場合には、代理の者の出席を認めることができる。

3 委員会の議事は、出席しかつ議決に加わることのできる中立者委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 議事の内容に特別な利害関係を有する中立者委員は、当該議事の議決に加われないものとする。

5 議事の内容に特別な利害関係を有する事業者委員は、委員長が指示する場合は、審議に参加することができないものとする。

6 第3条第4項但書に基づき、評議員と兼任する委員は、委員会における議決権を有しない。

7 委員会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

8 企業の合併等により、複数の委員が同一の電気供給事業者（複数の電気供給事業者が定款第7条第2項に定める親子法人等の関係にある場合は、当該複数の電気供給事業者を同一の電気供給事業者とみなす。）に所属する状況になった場合、当該委員は、本機関にその旨を報告しなければならない。この場合の取扱い、理事会において決定する。

9 本機関の役員及び理事長の指名する者は、委員会に出席し、意見を述べる ことができる。

10 委員長は、委員会にオブザーバーを招聘し、その意見を聞くことができる。